

# 経済産業省

15 資電部第21号

一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成15年6月13日

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長



一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領の一部を改正する要領

一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（平成11年1月19日付け11資公部第359号）の一部を次のように改正する。

II. 1. 第3. (3) ① (ハ) 中「5号メーター（46メガジュール換算）と」を「使用最大流量が6立方メートル毎時のメーター（46メガジュール換算）で計算」に改める。

## 附 則

この要領は、公布の日から施行する。